

所沢市体育協会団体部会規程

(設置)

第1条 この規程は所沢市体育協会規約(以下「規約」という。)第21条第2項の規定に基づき、団体部会について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この団体部会は規約第3条の目的達成のため、体育協会の各団体部会の運営、及びその他について企画調整を行い、その推進をはかる。

(事業)

第3条 この団体部会は、前条の目的を達成するため、次のことについて審議し、常任理事会、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 規約第4条の事業推進に関すること
- (2) その他の目的達成のために必要な事項の策定推進に関すること

(委員及び部会)

第4条 委員の数は若干名とし、理事会において選出し、会長がこれを委嘱する。

- 2 委員の任期は規約第11条による役員の任期に準ずるものとする。
- 3 部会は委員をもって構成する。

(役員)

第5条 この部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長1人
- (2) 副部会長若干人
- 2 部会長及び副部会長は、部会において選出する。

(役員及び委員の職務)

第6条 役員及び委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は部会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員は部会に出席し、部会長の提出する事項を審議する。

(会議の招集)

第7条 部会は、部会長が招集し、部会長はその議長となる。

(議決)

第8条 審議事項の議決は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長が決定する。

- 2 部会の決定事項は常任理事会、理事会に報告し、承認を得るものとする。

附 則

この規程は平成9年4月1日から施行する。